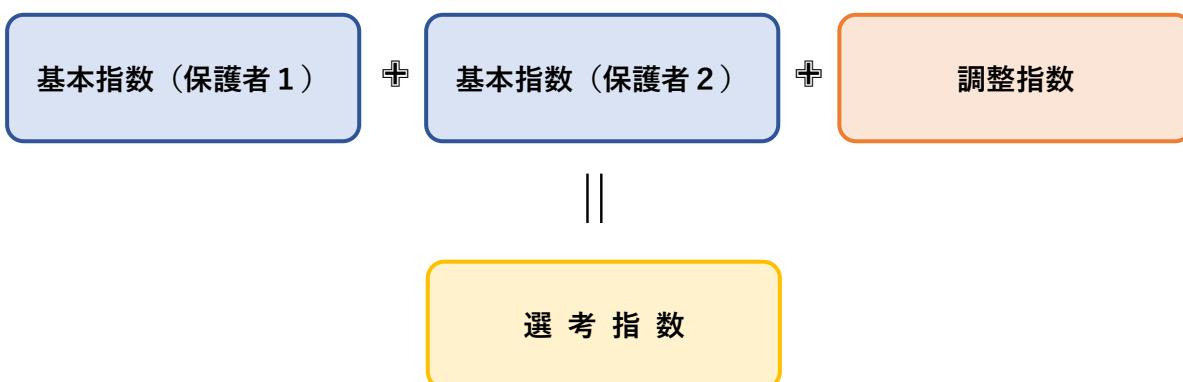


9 延長保育（区立）選考

☆延長保育選考の三つのポイント

- 一、 同じ園の延長保育希望者の中で「選考指数」の高い児童から内定者を決定します。
- 二、 同点の場合は、「延長保育選考指数が同一となった場合の優先順位」に基づき、内定者を決定します。
- 三、 保育料を滞納している方は、延長保育の選考対象外となります。

【選考指数の算出方法】



【基本指數表（評価基準表）】

保護者の状況		基本指數
類型	細目	
就労	園到着時間が、週4日以上午後6時15分以降になることを常態	10
	園到着時間が、週3日午後6時15分以降になることを常態	8
新規就労者、採用内定者	園到着時間が、週3日以上午後6時15分以降になることを予定	5

【選考指數の取り扱いについて】

1 保護者の状況を証明する書類の提出がない場合、当該保護者の基本指數を5点とする。
2 園到着時間は、勤務先が証明する通常勤務時間に勤務先から保育所までの所要時間を加えた時間とする。超過勤務の実績がある場合は、超過勤務の実績を超過勤務の日数で除した時間を園到着時間に加えることができる。
3 基本指數は、保護者が2人のときは父母それぞれの指數を合算し、保護者が1人のときはその指數に10点を加え決定する。
4 申込月の1日時点で就労実績が1か月に満たない場合は、「新規就労者」として扱う。ただし、4月入所選考については、1月1日以降の就労を除いて審査を行う。また、離婚等の直後にある場合を除く。
5 申込月の1日時点で就労実績が1か月に満たない場合でも、前職離職日から3か月以内に就労を開始している場合には、前職の就労実績も含めて指數を決定する。

※延長保育の要件（週3日以上、就労により午後6時15分までに迎えに来ることができない）がない場合は、選考対象外となります。

※入園・転園選考とは別で実施するため、「月極め延長保育が利用できなければ入園・転園しない」というお申込みはできません。利用できない場合も入園・転園が決定されますので予めご了承ください。

【調整指數表（調整基準表）】

世帯の状況			
類型	細目	加算指數	条件・例外等
再申込み	産休・育休取得前に区立認可保育所の月極め延長保育を既に辞退しており、産休・育休取得のために辞退し、復職後に伴う同園の月極め延長保育の再申込みとなる。	4	産休・育休取得に伴い、区立認可保育所の月極め延長保育を辞退した児童に限る。ただし、産休・育休取得に伴い月極め延長保育を辞退した児童及び当該産休・育休にかかる児童のきょうだいが同時申込みする場合は、児童のきょうだいも対象。
ひとり親	①ひとり親世帯である。	3	死別、離婚、離婚調停中の者又は婚姻によらないで母又は父になった者。戸籍謄本・家裁の調停申立書等による証明が必要。ひとり親家庭の状況申告書が未記入の場合や同一住所・同一建物に住民票がある場合（別居の実態を証明する書類の提出がある場合は除く。）は対象外。
	②別居の状態にある。	2	別居の場合は、別居の実態が確認できる場合かつ保育の援助が必要であることを証明できる場合のみ加点対象です。自宅と別居先が、特別な事情がなく近隣であると判断される場合は認められません。 単身赴任の予定で、申込み時点で別居状態にない場合は、入所希望日時点での別居予定となる証明があれば対象。 単身赴任等により申込み時点で別居状態にあり、入所希望日以降も継続する予定の者。 在職・採用内定証明書の「単身赴任欄」に記載がないものは対象外。 ひとり親家庭の状況申告書が未記入の場合は対象外。
在園児等	①利用を希望する保育所における保育を既に利用している。	2	
	②利用を希望する保育所にきょうだいが在園している。	2	
多子	①きょうだいが区立認可保育所の月極め延長保育を既に利用している。	3	
	②きょうだいが私立認可保育所（地域型保育事業を含む）の月極め延長保育（午後6時15分以降）を既に利用しており、受託証明書の提出がある。	2	
	③きょうだいで同時に申込みしている。	1	区立認可保育所への申込みに限る。きょうだいが同園でない場合も対象となるが、きょうだいのうちいずれかが入所保留となる又は私立認可保育所（地域型保育事業を含む。）に内定し、月極め延長保育の選者の対象とならない場合は対象外。
受託	週3日以上、延長保育の利用時間帯（午後6時15分以降）に有料で他の保育サービス等（親族・知人に預ける場合を除く。）を継続して6か月以上利用しており、受託証明書の提出がある。	1	育児休業取得期間は対象期間から除く。 利用を希望する保育所に既に在園している場合に限る。
待機	月極め延長保育の申請から6か月以上待機している。（転所の場合を含む）	1	育児休業取得期間は対象期間から除く。区立認可保育所から別の区立認可保育所へ転所する場合に、引き続き月極め延長保育を申請しているときは、当該申請期間も対象期間とする。
親族	近隣在住で保育に協力できる祖父母がない。	1	近隣在住（同居及び保護者住所地から500m以内）の祖父母（入所希望月の1日時点で65歳未満）が就労、就学、療養等の状況になく、保育にあたれる場合を除く。

☆選考指數が同一になった場合は、下記の順位に基づいて、優先順位を決定します。

順位	類型	細目
1	再申込み	調整指數「再申込み」の加算がある。
2	ひとり親①	調整指數「ひとり親①」の加算がある。
3	ひとり親②	調整指數「ひとり親②」の加算がある。
4	在園児等①	調整指數「在園児等①」の加算がある。
5	在園児等②	調整指數「在園児等②」の加算がある。
6	多子①	調整指數「多子①」の加算がある。
7	延長保育スポット	月極め延長保育の申込月の前月から起算して直近6か月以内に、延長保育スポットを利用している。
8	受託	調整指數「受託」の加算がある。
9	待機	調整指數「待機」の加算がある。
10	小学校低学年	小学校1年生から3年生までのきょうだいがいる。
13	区民としての期間	継続する文京区民としての期間が長い順。ただし、父と母で期間が異なる場合は、期間が長い方の保護者同士で比較する。
14	収入	区民税所得割額の低い順。